

別添

(号外第61号) (3分冊の1)

1 平成26年3月24日 月曜日 官 報



(号外) 独立行政法人国印刷局

目次

〔政令〕

- 貸金業法施行令の一部を改正する政令(七〇)
- 薬事法施行令の一部を改正する政令(七一)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(七二)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令(七三)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(七四)
- 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第九条第五項の政令で定める年齢等を定める政令(七五)
- 貸金業法施行規則及び金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府一八)

〔府令〕

- 農業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産三)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(厚生労働二〇)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(同二一)
- 予防接種実施規則の一部を改正する省令(同二二)
- 国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令(同二三)
- 農業信用基金協会の経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(金融庁・農林水産二)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現金の額の計算方法を定める件(厚生労働九三)

〔府令・省令〕

- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(内閣府・農林水産三)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する現価相当額の計算方法を定める件(同九四)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法を定める件(同九五)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十条の規定による自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法を定める件(同九六)
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十条第五項第二号及び第四号に規定する調整利率を定める件(同九七)
- 解散基金加入員に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法を定める件(同九八)

- 基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法を定める件(同九九)
- 薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(同一〇一)
- 生物学的製剤基準の一部を改正する件(同一〇二)
- 医薬品副作用被害救済制度の対象となるない医薬品の一部を改正する件(同一〇三)
- 薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同一〇四)
- 薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部を改正する件(同一〇五)
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行なうことが必要と認められないもののとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を定める件(厚生労働・経済産業・環境二)
- 本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

(以下次のページへ続く)

○厚生労働省告示兼函印

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一號）第七百九十九条第一項の規定に基いても検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省令第一號七十九號）の一部を次のものに改正する。

平成二十六年三月二十四日 厚生労働大臣 田村 敏久
1の生物学的製剤の表沈降イソフルトロハヤワクチノ（H₅N₁株）の項の次に次のようにならべる。

沈降細胞培養フルエンザワクチン（H ₅ N ₁ 株）	中間段階	1 元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 2 HA 含量試験法を用いるとき。	1 元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 2 HA 含量試験法を用いるとき。
	最終段階	159,500円 小分製品につき 内容量が10mLであるとき。 9本	141,100円 第2分画プール液につき 1 容器0.5mL入りのもの1本

1の生物学的製剤の表沈降イソフルトロハヤワクチノ（H₅N₁株）の項の次に次のものに加え。

乳濁細胞培養インフルエンザワクチン（H ₅ N ₁ 株）	1 専用混和液が同一の製造番号のフルエンザワクチン（H ₅ N ₁ 株）のもので構成されるとき。ただし、スクワレン含混液は試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合は、97,800円を減じた額とする。	1 専用混和液が同一の製造番号のスクワレン含混液は試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合は、97,800円を減じた額とする。 (1) 元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 457,100円	1 専用混和液が同一の製造番号のスクワレン含混液は試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合は、97,800円を減じた額とする。 (2) HA 含量試験法を用いるとき。 317,700円
2 専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき。ただし、スクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合にあっては、3本を減じた本数とする。	2 専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき。ただし、スクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する専用混和液につき、専用混和液を省略した額とする。	(1) 元放射免疫拡散試験法を用いるとき。 97,800円	17本 専用混和液につき 内容量が2.5mLであるとき。

601,700円

(2) HA 含量試験法を用いるとつき。

462,200円

3 専用混和液が3種類の製造番号のもので構成されるとき。ただし、スクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合にあっては、当該試験を省略する専用混和液につき、専用混和液が3種類の製造番号のもので構成されるとき。

3 専用混和液が3種類の製造番号のもので構成された本数とする。

内容量が2.5mLであるとき。

21本

3 専用混和液につき
専用混和液が3種類の製造番号のもので構成された本数とする。

内容量が2.5mLであるとき。

746,210円

3 専用混和液につき
専用混和液が3種類の製造番号のもので構成された本数とする。

606,800円

3 専用混和液につき
専用混和液が3種類の製造番号のもので構成された本数とする。

内容量が2.5mLであるとき。

606,800円

2の生物学的製剤の項沈降イソフルトロハヤワクチノ（H₅N₁株）の四の次に次のものに加え。

沈降細胞培養インフルエンザワクチン（H₅N₁株）（中間段階）

生物学的製剤基準の沈降細胞培養インフルエンザワクチン（H₅N₁株）の次の3.3.2に規定する試験法によるものとする。

沈降細胞培養インフルエンザワクチン（H₅N₁株）（最終段階）

生物学的製剤基準の沈降細胞培養インフルエンザワクチン（H₅N₁株）の次の3.4.2、3.4.6及び3.4.7に規定する試験法によるものとする。

この生物学的製剤の表沈降イソフルトロハヤワクチノ（H₅N₁株）の四の次に次の1回を加え。

沈降細胞培養インフルエンザワクチン（H₅N₁株）

生物学的製剤基準の乳濁細胞培養インフルエンザワクチン（H₅N₁株）の次の3.4.1.2、3.4.1.5、3.4.1.7、3.4.2.2及び3.4.2.3に規定する試験法によるものとする。ただし、3.4.2.2及び3.4.2.3については、既に当該試験を行い、その品質が生物学的製剤基準に適合する保証されている製造番号の専用混和液については省略することができる。

乳濁細胞培養インフルエンザワクチン（H₅N₁株）

生物学的製剤基準の乳濁細胞培養インフルエンザワクチン（H₅N₁株）の次の3.4.1.2、3.4.1.5、3.4.1.7、3.4.2.2及び3.4.2.3に規定する試験法によるものとする。ただし、3.4.2.2及び3.4.2.3については、既に当該試験を行い、その品質が生物学的製剤基準に適合する保証されている製造番号の専用混和液については省略することができる。

ただし、スクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する場合には、3本を減じた本数とする。

2 専用混和液が2種類の製造番号のもので構成されるとき。ただし、スクワレン含量試験及びトコフェロール含量試験を省略する専用混和液につき、専用混和液を省略した額とする。

抗原剤につき

平成二十一年三月二十四日 厚生労働大臣 田村 敏久
表細胞培養イソフルトロハヤワクチノ（H₅N₁株）及び沈降イソフルトロハヤワクチノ（H₅N₁株）の項に「及び沈降イソフルトロハヤワクチノ（H₅N₁株）」を「沈降イソフルトロハヤワクチノ（H₅N₁株）」に改め。

内容量が2.5mLであるとき。

17本
専用混和液につき
内容量が2.5mLであるとき。

601,700円